平成２３年（フ）第８４５号
大阪府貝塚市半田1022番地４棟507号
債務者　小嶋　啓志
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８４６号
大阪府貝塚市半田1022番地４棟507号
債務者　小嶋　幸美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８４７号
大阪府岸和田市池尻町961番地の３
債務者　坂口予志仁
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８５３号
大阪府泉南市男里３丁目１番５号―106
債務者　久保田生子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８６４号
大阪府和泉市寺門町２丁目４番16号
債務者　清水　三紀
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
香川県高松市屋島西町1679番地
債務者　作栄万里子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後２時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４９２号
長崎県長崎市岩川町15番９号　江口アパート102号
債務者　樫山　高則
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
長崎県諫早市堂崎町４番地１　県住あやめ棟401号
債務者　谷口　信吉
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
長崎県諫早市堂崎町４番地１　県住あやめ棟401号
債務者　谷口　恭子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６９７号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼78番地４　コンフォート一番館502号
債務者　木村　志保（旧姓新美）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４７４号
沖縄県那覇市字古波蔵231番地２蔵アパート405
債務者　亀田　直美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１５２号
香川県善通寺市吉原町3143番地２
債務者　河野　良和
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１６０号
香川県丸亀市土器町東８丁目528番地　県営安達団地２棟105号
債務者　橋本　玲子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４６１号
高知市桟橋通６丁目９番５―703号
債務者　山中　博司
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１４３号
千葉県市原市桜台４丁目16番地11
債務者　池田　勝夫
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３３号
千葉県船橋市滝台１丁目12番37号
債務者　山本喜代子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５１号
千葉県船橋市駿河台２丁目28番15号
債務者　伊藤　憲子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０９号
千葉県市原市姉崎908番地18
債務者　穂積　益世
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係